平成２６年（フ）第５号
沖縄県名護市大中１丁目５番３―405号　西アパート
債務者　玉城　正明
1　決定年月日時　平成26年３月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで　那覇地方裁判所名護支部

平成２６年（フ）第６号
沖縄県名護市宮里３丁目20番16号
債務者　桶結　　恵
1　決定年月日時　平成26年３月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで　那覇地方裁判所名護支部

平成２６年（フ）第７号
沖縄県国頭郡本部町字健堅391番地　金城方
債務者　上間　健一
1　決定年月日時　平成26年３月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで　那覇地方裁判所名護支部

平成２６年（フ）第８号
沖縄県国頭郡本部町字健堅391番地　金城方
債務者　上間のり子
1　決定年月日時　平成26年３月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで　那覇地方裁判所名護支部

平成２６年（フ）第１１号
石川県能美市松が岡５丁目181番地
債務者　武田秀一郎
1　決定年月日時　平成26年３月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月13日まで　金沢地方裁判所小松支部

平成２６年（フ）第１２号
石川県能美市松が岡５丁目181番地
債務者　武田　智美
1　決定年月日時　平成26年３月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月13日まで　金沢地方裁判所小松支部

平成２６年（フ）第２１号
徳島県板野郡藍住町乙瀬字乾34番地３
債務者　花本　敏也
1　決定年月日時　平成26年３月12日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月13日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２５号
徳島市南昭和町４丁目44番地の16　カ・メゾン南昭和２Ｃ号室、旧住所徳島市北矢三町２丁目６番27号
債務者　藤本　　淳
1　決定年月日時　平成26年３月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月13日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１２号
佐賀県唐津市山本92番地５
債務者　渡邊　高行
1　決定年月日時　平成26年３月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月14日まで　佐賀地方裁判所唐津支部

平成２６年（フ）第１８号
佐賀県唐津市妙見町7122番地　Ｙ．Ｍコーポ203号
債務者　井上ツルエ
1　決定年月日時　平成26年３月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月14日まで　佐賀地方裁判所唐津支部

平成２５年（フ）第９２１号
神戸市垂水区千鳥が丘２丁目２番48―606号
債務者　森本　恵介
1　決定年月日時　平成26年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月16日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１４１号
神戸市須磨区須磨浦通６丁目１番30号　新井ハイツ102
債務者　額賀　博光
1　決定年月日時　平成26年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月16日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１５１号
長崎県佐世保市竹辺町852番地２　ロイヤルホーム102、旧住所長崎県佐世保市大潟町540番地８
債務者　中村　浩二
1　決定年月日時　平成26年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月16日まで　長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２６年（フ）第９号
福島県伊達郡桑折町大字南半田字榎下２番地町営坂下12号、従前の住所福島県伊達郡桑折町大字伊達崎字安貝内26番地の１
債務者　亀岡　忠二
1　決定年月日時　平成26年３月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで　福島地方裁判所

平成２６年（フ）第１２３号
愛知県日進市米野木町原22番地５　アップヒルズＮ・Ｋ201
債務者　長峰　　克
1　決定年月日時　平成26年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２１９号
名古屋市西区平中町69番地
債務者　西森　鶴市
1　決定年月日時　平成26年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第７号
島根県雲南市三刀屋町乙加宮2075番１地
債務者　石飛　春雄
1　決定年月日時　平成26年３月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月20日まで　松江地方裁判所民事部